

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・**延長**）

（こども家庭庁）

項目名	こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置							
税目	所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、徴収規定等							
要望の内容	<p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされているところ、本プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p><参考1：こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）> （前略）Ⅲ－1（「加速化プラン」において実施する具体的な施策（注1））の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。 （中略）さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。 （注1）児童手当の拡充、「出産・子育て応援交付金」（10万円）・伴走型相談支援の制度化に向けた検討、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設等 （注2）現行の児童手当や教育・保育給付等には、非課税措置等が講じられている。また、現行の相談支援事業についても、各種非課税措置が講じられている。</p> <p><参考2：規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）> 原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。等</p> <table border="1" data-bbox="901 1198 1490 1361"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「こども未来戦略方針」において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされているところ、本プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. こども政策の推進
		政策の達成目標	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施することで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施することで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁支援局家庭福祉課）

項目名	児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、相続税、贈与税、消費税、登録免許税、関税		
要望の内容	<p>児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和等の措置がなされる。については、児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 児童虐待防止対策について、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講じる ・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化することとされた（経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定））ほか、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則でも令和2年度及び令和3年度を目途とする検討規定が設けられた。 <p>○ これらを踏まえ、児童福祉制度の見直しを行い、令和4年6月15日、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。「以下令和4年改正法」という。）が公布され、令和6年4月1日より施行されることとなっていることから、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 現在、児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。令和4年改正法により、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として新たな事業が創設される。また、既存事業の一部についてもその対象範囲等が拡大されることから、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル3. 保育対策及び子ども・子育て支援対策に関する施策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル7. 障害児への支援に関する施策の推進
		政策の達成目標	国及び地方公共団体による必要な措置等を通じて、児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ることその他の児童の福祉の増進等を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	児童福祉法等の改正により、これらの法律に基づく現行の制度体系に変更が生じる。これに伴い、改正後の新たな制度等について、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要があることから、本要望の措置は妥当である。 また、税制上の措置を講ずることで、児童福祉の増進を実現することができる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>

（こども家庭庁）

項目名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長														
税目	所得税														
要望の内容	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第41条の8、租税特別措置法施行規則第19条の2第14号及び第19号 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> <td></td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円		（制度自体の減収額）	（ —	百万円）		（改正増減収額）	（ —	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円													
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）													
（改正増減収額）	（ —	百万円）													
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。 これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル6. ひとり親家庭等の自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進
		政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：105件（令和4年度） ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：319件（令和3年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 （児童虐待防止対策等総合支援事業（208億円）の内数） ※上記予算額はいずれも令和6年度概算要求のもの
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和5年度税制改正要望で、令和5年度予算に係る分について認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業) 令和5年度税制改正要望で、令和4年度第二次補正予算に係る分までについて認められた。</p>
	これまでの要望経緯	<p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和4年度、令和5年度税制改正要望で、令和5年度予算に係る分までについて認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業) 平成31年度税制改正、令和5年度税制改正要望で、令和4年度第二次補正予算に係る分までについて認められた。</p>	

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長【三世代同居・子育て】						
税目	所得税						
要望の内容	<p>【制度の概要】 一定の改修工事（耐震、バリアフリー、省エネ、三世代同居、長期優良住宅化）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。 ①一定の改修工事（耐震、バリアフリー、省エネ、三世代同居、長期優良住宅化）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ^{※1}・三世代同居・長期優良住宅化^{※2}：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 ②上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※3}の 5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1000 万円が限度</p> <p>【要望の内容】 ①特例措置の適用期限を 2 年間（令和 7 年 12 月 31 日まで）延長する。 ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア）＋イ）の合計額を工事年分の所得税額から控除する。 ア）子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相当額の合計（上限 250 万円）の 10%に相当する額 イ）上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※4}の 5% ※4 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア）とイ）の合計 1000 万円が限度</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲279 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	▲279 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	▲279 百万円						
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）						
（改正増減収額）	（－ 百万円）						

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネルギー等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世帯同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p> <p>特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。 ● 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。 ● 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世帯同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、

			<p>必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるように支援する。」と位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。」と位置付けられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p><耐震化></p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 35 ①住宅の耐震化率</p> <p><バリアフリー></p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p> <p><省エネ></p> <p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合</p> <p><長期優良化></p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数</p> <p><三世帯同居・子育て></p> <p>上位レベル 1. こども政策の推進</p> <p>中位レベル 1. こども大綱等の子育て施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・ 住宅の耐震化率 約87%（平成30年）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年） ・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度）
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13 兆円（令和 7 年度） ・耐震性の不足するものをおおむね解消（令和 12 年度） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 21.7%（令和 7 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22%（令和 7 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸（令和 7 年度）
		<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年） ・住宅の耐震化率 87%（平成 30 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成 30 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和 2 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度）
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>令和 6 年 耐震：2,876 件、バリアフリー：823 件、省エネ：1,782 件、三世帯同居：1,306 件、長期優良住宅化：50 件、子育て：782 件</p> <p>令和 7 年 耐震：2,893 件、バリアフリー：828 件、省エネ：1,792 件、三世帯同居：1,313 件、長期優良住宅化：50 件、子育て：787 件</p>	
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。</p>	
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）</p>	
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和 6 年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数） ○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和 6 年度予算概算要求額：81.49 億円の内数） ○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和 6 年度予算概算要求額：424.17 億円の内数） 	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。</p>	

		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>《令和2年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,788 件 ▲ 563 百万円 ・バリアフリー : 926 件 ▲ 102 百万円 ・省エネ : 830 件 ▲ 213 百万円 ・三世帯同居 : 1,206 件 ▲ 241 百万円 ・長期優良住宅化 : 59 件 ▲ 8 百万円 <p>《令和3年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,417 件 ▲ 515 百万円 ・バリアフリー : 759 件 ▲ 138 百万円 ・省エネ : 1,633 件 ▲ 447 百万円 ・三世帯同居 : 1,133 件 ▲ 222 百万円 ・長期優良住宅化 : 82 件 ▲ 10 百万円 <p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,843 件 (2,777 件) ▲1,068 百万円 ・バリアフリー : 814 件 (899 件) ▲147 百万円 ・省エネ : 1,761 件 (939 件) ▲331 百万円 ・三世帯同居 : 1,291 件 (1,346 件) ▲432 百万円 ・長期優良住宅化 : 49 件 (68 件) ▲9 百万円 <p>※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
		前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円 (平成 30 年) →14 兆円 (令和 12 年) ・耐震基準 (昭和 56 年基準) が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13% (平成 30 年) →おおむね解消 (令和 12 年) ・高齢者 (65 歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成 30 年度) →25% (令和 12 年度) ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率 (平成 25 年度比) 3% (平成 30 年) →18% (令和 12 年)

		<ul style="list-style-type: none"> ・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年） ・住宅の耐震化率 約 87%（平成 30 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成 30 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和 2 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度） <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●耐震 （投資型） 平成 18 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 <ul style="list-style-type: none"> （ローン型） 平成 19 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 25 年度：4 年延長・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合 <ul style="list-style-type: none"> ●省エネ （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 <ul style="list-style-type: none"> （ローン型） 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮

	<p>平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●三世代同居 (投資型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：統合</p> <p>●長期優良住宅化 (投資型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：統合</p>
--	--